

# 火 災 保 險 証 券

17-41

住所 シカケン カンザキケン コカショウチョウ アザ コンドウ  
 保険契約者 代理店 証券番号  
 氏名 トノムラ モイチロウ 殿 ノトカウ 第 041597 号 昭和 35 年 4 月 11 日

保 險 期 間	自昭和 35 年 4 月 24 日 午 時 至昭和 36 年 4 月 24 日 午後 4 時 1 分	保 險 金 額	100,000	保 險 料	350	同ノ保険ノ 目ノ対スル 他ノ保険契約	会 社 名	保 險 金 額
保 險 ノ 目 的 ノ 所 在 地	シカケン カンザキケン コカショウチョウ アザ コンドウ	等 地	ソナ	物 件 別	1	目 的 ノ 対 ス ル		
建 物 内 々 営 マ レ ル 職 業 又 ハ 作 業		目 的	フ	級 別	4	他 ノ 保 険 契 約		
符 号	保 險 ノ 目 的 並 ビ ニ コ レ フ 取 容 ス ル 建 物 ノ 構 造 ・ 用 法	面 積 又 ハ 数 量		級 別		保 險 金 額	料	率
1	モクゾウ カワラフキ ヒラフ キョタク 1ムネ	26.5	4			70,000	3.50	
2	モクゾウ カワラフキ 2カイ ソウコ 1ムネ	( 3 )	4			25,000	3.50	
3	モクゾウ カワラフキ ヒラフ ベンショ 1ムネ	1.5	4			5,000	3.50	
上記建物ニハ得建具造作ヲ 〇タム・フタマズ 基礎工事ヲフタム・〇タマズ 被 保 險 者 保 險 契 約 者 = 同 ジ 証券作成日 昭和 35 年 4 月 11 日 証券作成地 表 記 ノ 通 リ 旧証券番号 第 号								

裏書

当会社ハ裏面記載ノ火災保険普通保険約款ソノ他ヨリ証券ニ記載シタトコロニ従ヒ七部ノ重シキ事項ノ契約ヲ締結シ、ソノ証トシテコノ保険証券ヲ発行イタシマス。

東京都千代田区大手町一丁目一番地  
 大成火災海上保険株式会社



取締役社長

吉 良 洋 平



兼重川代理店  
井仁文左衛門



No. 503046



124/1



証券番号	第	号	新, 更, 継 追, 減, 解
契約者氏名	外村茂一郎殿		
目的所在	海峽 神崎郡 五十鈴町字合志		
保険の目的	火災		
保険金額	100,000 円		
保険料	円	料率	350 35%
保険期間	自昭和 35 年 4 月 24 日 至昭和 36 年 4 月 24 日 間		
領収日	昭和 35 年 4 月 3 日 領収		
代理店 扱者	徳島川代理店 井上武雄 印		

火災保険料領収証

左記火災保険契約に対する  
保険料正に領収致しました

大成火災海上保険株式会社

本社・東京都千代田区大手町一丁目一番地  
(所轄支)



京都市下京区四條通柳馬場角  
大成火災海上保険株式会社京都出張所  
電本局(22)2836

御注意

この領収証は保険申込書  
の領収証に発行後三週間  
以内に通毎に一葉を發行する  
旨当社へ御申出下さい  
この領収証は無効です  
3 領収証は発行後三週間  
2 この旨当社へ御申出下さい  
1 この領収証は無効です

火災保険普通保険約款

1. 本約は、火災保険の普通約款である。この約款のうち、火災以外の損害賠償については、火災保険の普通約款に準ずる。
2. 本約は、火災保険の普通約款に準ずる。火災以外の損害賠償については、火災保険の普通約款に準ずる。
3. 本約は、火災保険の普通約款に準ずる。火災以外の損害賠償については、火災保険の普通約款に準ずる。
4. 本約は、火災保険の普通約款に準ずる。火災以外の損害賠償については、火災保険の普通約款に準ずる。
5. 本約は、火災保険の普通約款に準ずる。火災以外の損害賠償については、火災保険の普通約款に準ずる。
6. 本約は、火災保険の普通約款に準ずる。火災以外の損害賠償については、火災保険の普通約款に準ずる。
7. 本約は、火災保険の普通約款に準ずる。火災以外の損害賠償については、火災保険の普通約款に準ずる。
8. 本約は、火災保険の普通約款に準ずる。火災以外の損害賠償については、火災保険の普通約款に準ずる。
9. 本約は、火災保険の普通約款に準ずる。火災以外の損害賠償については、火災保険の普通約款に準ずる。
10. 本約は、火災保険の普通約款に準ずる。火災以外の損害賠償については、火災保険の普通約款に準ずる。
11. 本約は、火災保険の普通約款に準ずる。火災以外の損害賠償については、火災保険の普通約款に準ずる。
12. 本約は、火災保険の普通約款に準ずる。火災以外の損害賠償については、火災保険の普通約款に準ずる。
13. 本約は、火災保険の普通約款に準ずる。火災以外の損害賠償については、火災保険の普通約款に準ずる。
14. 本約は、火災保険の普通約款に準ずる。火災以外の損害賠償については、火災保険の普通約款に準ずる。
15. 本約は、火災保険の普通約款に準ずる。火災以外の損害賠償については、火災保険の普通約款に準ずる。
16. 本約は、火災保険の普通約款に準ずる。火災以外の損害賠償については、火災保険の普通約款に準ずる。
17. 本約は、火災保険の普通約款に準ずる。火災以外の損害賠償については、火災保険の普通約款に準ずる。
18. 本約は、火災保険の普通約款に準ずる。火災以外の損害賠償については、火災保険の普通約款に準ずる。
19. 本約は、火災保険の普通約款に準ずる。火災以外の損害賠償については、火災保険の普通約款に準ずる。
20. 本約は、火災保険の普通約款に準ずる。火災以外の損害賠償については、火災保険の普通約款に準ずる。

21. 本約は、火災保険の普通約款に準ずる。火災以外の損害賠償については、火災保険の普通約款に準ずる。
22. 本約は、火災保険の普通約款に準ずる。火災以外の損害賠償については、火災保険の普通約款に準ずる。
23. 本約は、火災保険の普通約款に準ずる。火災以外の損害賠償については、火災保険の普通約款に準ずる。
24. 本約は、火災保険の普通約款に準ずる。火災以外の損害賠償については、火災保険の普通約款に準ずる。
25. 本約は、火災保険の普通約款に準ずる。火災以外の損害賠償については、火災保険の普通約款に準ずる。
26. 本約は、火災保険の普通約款に準ずる。火災以外の損害賠償については、火災保険の普通約款に準ずる。
27. 本約は、火災保険の普通約款に準ずる。火災以外の損害賠償については、火災保険の普通約款に準ずる。
28. 本約は、火災保険の普通約款に準ずる。火災以外の損害賠償については、火災保険の普通約款に準ずる。
29. 本約は、火災保険の普通約款に準ずる。火災以外の損害賠償については、火災保険の普通約款に準ずる。
30. 本約は、火災保険の普通約款に準ずる。火災以外の損害賠償については、火災保険の普通約款に準ずる。
31. 本約は、火災保険の普通約款に準ずる。火災以外の損害賠償については、火災保険の普通約款に準ずる。
32. 本約は、火災保険の普通約款に準ずる。火災以外の損害賠償については、火災保険の普通約款に準ずる。
33. 本約は、火災保険の普通約款に準ずる。火災以外の損害賠償については、火災保険の普通約款に準ずる。
34. 本約は、火災保険の普通約款に準ずる。火災以外の損害賠償については、火災保険の普通約款に準ずる。
35. 本約は、火災保険の普通約款に準ずる。火災以外の損害賠償については、火災保険の普通約款に準ずる。
36. 本約は、火災保険の普通約款に準ずる。火災以外の損害賠償については、火災保険の普通約款に準ずる。
37. 本約は、火災保険の普通約款に準ずる。火災以外の損害賠償については、火災保険の普通約款に準ずる。
38. 本約は、火災保険の普通約款に準ずる。火災以外の損害賠償については、火災保険の普通約款に準ずる。
39. 本約は、火災保険の普通約款に準ずる。火災以外の損害賠償については、火災保険の普通約款に準ずる。
40. 本約は、火災保険の普通約款に準ずる。火災以外の損害賠償については、火災保険の普通約款に準ずる。

41. 本約は、火災保険の普通約款に準ずる。火災以外の損害賠償については、火災保険の普通約款に準ずる。
42. 本約は、火災保険の普通約款に準ずる。火災以外の損害賠償については、火災保険の普通約款に準ずる。
43. 本約は、火災保険の普通約款に準ずる。火災以外の損害賠償については、火災保険の普通約款に準ずる。
44. 本約は、火災保険の普通約款に準ずる。火災以外の損害賠償については、火災保険の普通約款に準ずる。
45. 本約は、火災保険の普通約款に準ずる。火災以外の損害賠償については、火災保険の普通約款に準ずる。
46. 本約は、火災保険の普通約款に準ずる。火災以外の損害賠償については、火災保険の普通約款に準ずる。
47. 本約は、火災保険の普通約款に準ずる。火災以外の損害賠償については、火災保険の普通約款に準ずる。
48. 本約は、火災保険の普通約款に準ずる。火災以外の損害賠償については、火災保険の普通約款に準ずる。
49. 本約は、火災保険の普通約款に準ずる。火災以外の損害賠償については、火災保険の普通約款に準ずる。
50. 本約は、火災保険の普通約款に準ずる。火災以外の損害賠償については、火災保険の普通約款に準ずる。
51. 本約は、火災保険の普通約款に準ずる。火災以外の損害賠償については、火災保険の普通約款に準ずる。
52. 本約は、火災保険の普通約款に準ずる。火災以外の損害賠償については、火災保険の普通約款に準ずる。
53. 本約は、火災保険の普通約款に準ずる。火災以外の損害賠償については、火災保険の普通約款に準ずる。
54. 本約は、火災保険の普通約款に準ずる。火災以外の損害賠償については、火災保険の普通約款に準ずる。
55. 本約は、火災保険の普通約款に準ずる。火災以外の損害賠償については、火災保険の普通約款に準ずる。
56. 本約は、火災保険の普通約款に準ずる。火災以外の損害賠償については、火災保険の普通約款に準ずる。
57. 本約は、火災保険の普通約款に準ずる。火災以外の損害賠償については、火災保険の普通約款に準ずる。
58. 本約は、火災保険の普通約款に準ずる。火災以外の損害賠償については、火災保険の普通約款に準ずる。
59. 本約は、火災保険の普通約款に準ずる。火災以外の損害賠償については、火災保険の普通約款に準ずる。
60. 本約は、火災保険の普通約款に準ずる。火災以外の損害賠償については、火災保険の普通約款に準ずる。

質権設定承認請求書

大成火災海上保険株式会社 御中

証券番号	第 41597号	代理店者	北登川	保険	自昭和25年 4月 24日
保険金額	100,000	保目的	国民金融公庫天津支所 支所長 丸岡 勝	期間	至昭和26年 4月 24日

被保険者は債務弁済の担保として、上記火災保険契約及びその継続契約に基づく保険金請求権（但し即時生計費担保特約事項による請求権を除く）に質権を設定致しました。ついでに保険の目的が罹災し保険金をお支払いの額は損害発生時の債務額を限度として債務の弁済期前であっても直接質権者にお支払い願います。以上の旨ここに保険証券を添え進書をもって請求致します。

昭和 25年 6月 12日

被保険者 { 住所 外村茂一郎  
氏名 大津市湊町 十七番地  
質権者 { 住所 国民金融公庫天津支所  
氏名 支所長 丸岡 勝

(確定日付欄) 上記の通り承認致します。

昭和 35. 6. 14 日

真請承認番号 第 号の 項

御注意  
継続契約についてはこの確定日付の効力は及ばないことになってますから契約を継続の際はあらためて確定日付をよるようご注意ください。

東京都千代田区千代田一丁目一番地  
大成火災海上保険株式会社

取締役社長 若原洋平



# 火災保険証券

大成火災海上保険株式会社

御注意 コノ保険証券ノ記載事項ガ事実ニ反シタ場合ハ、保険契約ハ無効又ハ  
失効トナルコトガアリマスカラコノ記載事項ニツイテ念ノタメ御照合  
下サイ。

本証券作成地  
及ビ所轄店

京都市下京区四條通柳馬場角  
大成火災海上保険株式会社京都出張所  
電本局(22)2836